

令和5年12月6日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

公判を見据えた事件管理等推進要綱の改正について

公判において立証上の問題が生じるおそれのある事件の管理等については、公判を見据えた事件管理等推進要綱（平成29年7月11日付け通達甲刑総第49号別添）により実施してきたところであるが、この度、同要綱の一部を改めたので、誤りのないようにされたい。

なお、公判を見据えた事件管理等推進要綱の制定について（平成29年7月11日付け通達甲刑総第49号）は、廃止する。

記

主な改正点

- 1 「刑事部機動捜査隊」を「刑事部機動捜査支援課」に、「生活安全部人身安全対策統括官」を「生活安全部人身安全少年統括官」に改めた。
- 2 その他用字用語を整理した。

別添

公判を見据えた事件管理等推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察署長が指揮する事件のうち公判（少年事件における審判を含む。以下同じ。）において立証上の問題が生じるおそれのあるものについて、警察本部における当該事件の捜査を主管する課（以下「事件主管課」という。）による指導等必要な措置を講ずるとともに、警察における捜査等が公判上の争いとなった場合における的確な対応策を講ずるため、必要な事項を定める。

第2 本部要指導事件の対象

1 対象事件

この要綱において本部要指導事件とは、警察署長指揮事件のうち、次のいずれかに該当する事件とする。

- (1) 自白の任意性又は信用性に疑いを持たれるおそれのある事件（被疑者取調べ監督制度における監督対象行為に触れる事件を含む。）
- (2) 否認事件又は黙秘事件
- (3) 被害者、重要な目撃者等の供述の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件
- (4) 共犯者の供述の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件
- (5) 鑑定結果の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件
- (6) 実況見分又は検証の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件
- (7) 擬律判断に慎重な検討が必要な事件
- (8) 逮捕手続の適正性に疑いを持たれるおそれのある事件
- (9) 証拠品の押収手続又は保管の適正性に疑いを持たれるおそれのある事件
- (10) その他事件主管課による指導を必要とする事件

2 対象事件の基準

警察署長は、指揮する事件について、別表第1の本部要指導事件判断基準に従い、1(1)から(10)までに該当するか判断する。

第3 本部要指導事件の報告等

1 報告

警察署並びに地域部地域課、同部自動車警ら隊、刑事部機動捜査支援課、交通部交通機動隊、同部高速道路交通警察隊及び警備部機動隊（以下「警察署等」と

いう。)の長(以下「署長等」という。)は、その捜査する事件が本部要指導事件に該当するときは、本部要指導事件報告書(別記様式第1号)により、速やかに事件主管課の長(以下「事件主管課長」という。)を経由して事件主管課の属する部の長(以下「主管部長」という。)に報告する。

事件主管課長は、主管部長の指揮を受け、捜査の状況その他諸般の事情を考慮し、必要なものについて警察本部長(以下「本部長」という。)に報告する。

2 事件主管課による検討

事件主管課長は、本部要指導事件について、捜査の推進状況、収集された証拠の内容その他の事情等について総合的に検討し、主管部長の指揮を受けて当該署長等に対する指導方針について定める。

第4 本部要指導事件に対する指導等

1 事件主管課長による指導

(1) 事件主管課長は、本部要指導事件について指導するときは、別表第2の本部要指導事件指導要領に基づいて行うこととし、必要により当該事件主管課の管理官、課長補佐等を当該警察署等に派遣し、指導に当たらせる。

(2) (1)の指導に当たっては、必要により当該事件主管部門の他の課長、管理官、課長補佐等との連携を密にして行う。

2 簿冊の備付け

事件主管課長及び本部要指導事件の報告を行った署長等は、本部要指導事件簿(別記様式第2号)を備え、捜査の状況及び指導の経過を記録する。

3 捜査資料の整備及び保管

署長等は、本部要指導事件の捜査資料を確実に整備し、及び保管する。

第5 公判対応事件の対象

この要綱において公判対応事件とは、次に掲げる事件のうち、公判対応の必要があるものとして当該事件の公判対応を主管する警察本部の課(以下「公判対応主管課」という。)の長(以下「公判対応主管課長」という。)が指定した事件とする。

(1) 本部要指導事件

(2) 公判において否認に転じた事件

(3) 警察職員(以下「職員」という。)が証人出廷する(した)事件

(4) 第一審において無罪判決があった事件

- (5) 上訴のあった事件（ただし、量刑不当を理由とするものを除く。）
- (6) 再審請求事件
- (7) その他特に公判対応の必要性があると認められる事件

第6 公判対応事件の報告及び指定

1 報告

署長等は、公判対応事件に該当すると認めたときは、公判対応事件把握報告書（別記様式第3号）により、速やかに公判対応主管課長を経由して、主管部長に報告する。

公判対応主管課長は、主管部長の指揮を受け、必要なものについて本部長に報告する。

2 指定

公判対応主管課長は、主管部長の指揮を受け、1の報告を受けたもののうち、公判対応の必要性があると認めた事件を公判対応事件として指定する。

第7 警察本部の公判対応体制等

1 公判対応主管課長は、次のとおりとする。

- (1) 刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）
- (2) 生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）
- (3) 地域部地域課長（以下「地域課長」という。）
- (4) 交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）
- (5) 警備部公安課長（以下「公安課長」という。）

2 公判対応主管課長は、公判対応事件に的確に対処するため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる。

- (1) 公判対応事件の争点の把握
- (2) 公判対応事件の記録及び証拠品の点検並びに補充捜査
- (3) 弁護人等の反証事実の検討
- (4) 公判傍聴及び証人出廷者に対する指導教養
- (5) 担当検察官との連絡調整

3 2の措置を円滑に実施するため、公判対応主管課の管理官又は公判対応業務を担当する課長補佐は、公判連絡を担当する。

4 刑事総務課長は、公判日程の把握に努め、「公判連絡だより」の発行を行う。

5 署長等は、公判対応事件に的確に対応するため、公判対応主管課長と連携を密にして、必要な措置を講ずる。

6 署長等は、5の措置を円滑に実施するため、事件を主管する課（係）長を公判連絡担当者に指名する。

7 署長等は、公判対応事件に関する捜査書類を整備し、及び保管する。

第8 公判対応委員会

1 公判対応委員会の設置

警察本部の事件を主管する各部に、公判対応委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の任務

委員会は、公判対応事件について審議する。

3 構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 刑事部

委員長 刑事部長

副委員長 刑事部組織犯罪対策統括官

幹事 刑事総務課長

委員 刑事部の幹事以外の所属長

(2) 生活安全部

委員長 生活安全部長

副委員長 生活安全部人身安全少年統括官

幹事 生活安全総務課長

委員 生活安全部の幹事以外の所属長

(3) 地域部

委員長 地域部長

幹事 地域課長

委員 地域部の幹事以外の所属長

(4) 交通部

委員長 交通部長

幹事 交通指導課長

委員 交通部の幹事以外の所属長

(5) 警備部

委員長 警備部長

幹事 公安課長

委員 警備部の幹事以外の所属長

4 運営

- (1) 委員長は、必要があると認めたときに委員会を招集し、会議を主宰する。
- (2) 委員長は、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (4) 幹事は、委員長（刑事部及び生活安全部に置く委員会にあつては、委員長及び副委員長）を補佐し、委員長に事故あるとき（刑事部及び生活安全部に置く委員会にあつては、委員長及び副委員長が共に事故あるとき）は、その職務を代理する。

5 委員会の庶務は、各部の公判対応主管課において処理する。

第9 証人出廷

- 1 職員は、証人出廷の通知を受けたときは、所属長に対し召喚又は呼出しの内容について、速やかに報告しなければならない。証人出廷の結果についても、同様とする。
- 2 所属長は、職員が証人出廷を求められたときは、証人出廷事前報告書（別記様式第4号）により、証人出廷の結果については、証人出廷結果報告書（別記様式第5号）により、速やかに公判対応主管課長を経由して主管部長に報告する。

公判対応主管課長は、主管部長の指揮を受け、必要なものについて本部長に報告する。

- 3 公判対応主管課長は、証人出廷の事前報告を受けたときは、必要な措置を講ずる。

第10 書面提出

- 1 所属長は、訴訟に関し、裁判所、弁護士会又は訴訟当事者から関係書類の提出要求を受けたときは、その対応について公判対応主管課長と協議する。
- 2 公判対応主管課長は、1の協議に基づき、助言等必要な措置を講ずる。

第11 無罪事件等の分析及び検討

- 1 事件主管課長は、無罪判決（少年事件における「非行なし」を理由とする不処分決定及び審判不開始決定を含む。以下同じ。）が出された事件又は起訴相当の処分意見を付して送致したにもかかわらず不起訴とされた事件について分析を行い、その結果について、無罪事件検討結果報告書（別記様式第6号）又は不起訴事件検討結果報告書（別記様式第7号）を作成する。この場合において、当該事件の捜査を行った所属長は、無罪判決又は不起訴処分となった原因等の分析に資するよう、事件主管課長に対して捜査の状況等を報告する。
- 2 必ずしも十分な直接証拠がないにもかかわらず、困難な立証に成功して有罪判決を得た事件についても、1と同様に、その成功の要因につき分析を行い、困難な立証に成功した事件検討結果報告書（別記様式第8号）を作成する。
- 3 1及び2の分析を行った事件主管課長は、当該分析から得られた教訓事項等について、幹部及び捜査員に周知し、指導教養に活用する。

第12 本部長指揮事件の対応

本部長指揮事件の捜査に当たっては、茨城県警察事件指揮に関する訓令（平成8年茨城県警察本部訓令第6号）によるほか、この要綱の趣旨を踏まえて捜査の運営に努めるものとする。

別記様式省略

別表第 1

本部要指導事件該当基準

対象事件	判 断 基 準 (下記のいずれかに該当するものは、本部要指導事件とする。)
1 自白の任意性又は信用性に疑いを持たれるおそれのある事件（被疑者取調べ監督制度における監督対象行為に触れる事件を含む。）	ア 自白内容が客観的事実と食い違う事件 イ 自白の変遷が著しい、又は否認と自白を繰り返す事件 ウ 自白内容が経験則からみて不自然な又は不合理な事件 エ 自白の裏付証拠がない、又は著しく乏しい事件 オ 自首事件のうち、暴力団事件、家庭内又は肉親間の事件等、自首した被疑者が替え玉である可能性が考えられる事件 カ 余罪に関する自白が、被疑者の過去の手口や客観的事実と食い違うなどによりその信用性が疑われる事件 キ 監督対象行為が行われたと疑われるなど自白の任意性が争われる可能性のある事件 ク 特異被疑者（知的障害者、精神障害者、虚言癖のある者等）又は取調べ官に迎合しやすい被疑者の事件
2 否認事件又は黙秘事件	ア 勾留請求時まで否認し、又は黙秘している事件 イ 全面否認ではないが、犯行の核心部分について否認している事件
3 被害者、重要な目撃者等の供述の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件	ア 被害者、目撃者等の供述内容が、犯行現場の状況その他の客観的事実と食い違う事件 イ 被害者、目撃者等の供述内容と他の参考人の供述内容が重要部分において食い違う事件 ウ 被害者、目撃者等の供述内容の変遷が著しい事件 エ 被害者、目撃者等の供述内容が、経験則からみて不自然な又は不合理な事件 オ 被害者、目撃者等の供述内容が曖昧な事件 カ 被害者、目撃者等の供述内容の裏付証拠がない、又は著しく乏しい事件 キ 被害者等に特殊な事情（幼児、知的障害者、精神障害者、虚言癖のある者等）がある事件 ク その他 次に掲げる事情により、被害者や重要な目撃者等の供述の信用性が著しく低下すると認められる事件 (ア) 被害者による届出が、合理的理由がないのに相当の時間が経

	過した事件 (イ) 現場が著しく破壊され、又は消滅している事件 (ロ) 債権、請求権その他民事上の権利行使を有利にするために届け出たと認められる事件 (エ) 事案の性質上、犯罪現場のない事件 (オ) 被害者の被害時の状況が特殊であった事件（^{めいてい}酩酊、病気、疲労、極度の恐怖等）
4 共犯者の供述の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件	ア 共犯者の供述内容が客観的事実と食い違う事件 イ 共犯者の供述が被害者、目撃者等の供述と食い違うため、犯罪の立証に困難を来すおそれのある事件 ウ 共犯者間の供述が重要部分において食い違う事件 エ 共犯者間の意思の連絡若しくは共同実行行為に関する供述が著しく変遷し、若しくは曖昧なため、経験則からみて不自然な若しくは不合理な事件又は犯罪の立証に困難を来すおそれのある事件 オ 共犯者の共犯部分に関する供述の裏付証拠がない、又は著しく乏しいため、犯罪の立証に困難を来すおそれのある事件 カ 共犯者が特異被疑者（知的障害者、精神障害者、虚言癖のある者等）又は取調べ官に迎合しやすい被疑者である事件 キ その他 次に掲げる事情により、共犯者の供述の信用性が著しく低下し、犯罪の立証に困難を来すおそれのある事件 (イ) 共犯者の状況が特殊であった事件（^{めいてい}酩酊、病気、疲労、極度の恐怖等） (ロ) 被疑者と共犯者が特殊な関係にある事件
5 鑑定結果の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件	鑑定に付すべき資料そのものが変質を来しているもの又はその資料の収集、保管、送付等の過程において、手続等に問題があり、これらの事情がその鑑定結果の信用性に影響を及ぼし得ると考えられる事件
6 実況見分又は検証の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件	ア 犯行から実況見分、検証等までに時の経過があり、現場が破壊され、又は変容するなどして、それが実況見分又は検証の信用性に影響を与えているものと考えられる事件 イ 被疑者、被害者その他適格性を有する立会人を付さなかったため、実況見分又は検証が真正に行われたことの証明が困難な又はその証明力に疑義のある事件
7 擬律判断に慎重な検討が必要な事件	外形的事実の存在はうかがわれるが、例えば、恐喝における脅迫、詐欺における欺もう行為、窃盗における不法領得の意思、業務上過

	失事件における予見可能性等の存在に疑義があるなど、犯罪として立証し得るか、また、どの犯罪に該当するかについて慎重な検討が必要な事件
8 逮捕手続の適正性に疑いを持たれるおそれのある事件	任意段階で逮捕と同一視される措置を講じた事件、逮捕時に過度の強制力を用いた事件、逮捕後直ちに引致しなかった事件、引致先に誤りのある事件、弁解録取に誤りのある事件、逮捕その他各手続の執行時刻について逮捕手続書やその他の書類との間で不合理が生じている事件等
9 証拠品の押収手続又は保管の適正性に疑いを持たれるおそれのある事件	事件の軽重を問わず、犯罪立証に欠くことができない証拠品の押収段階における手続に問題のあった事件、証拠品の保管方法に問題があり当該証拠品が変質、毀損、滅失等した事件等
10 その他事件主管課による指導を必要とする事件	証拠の乏しい事件その他事件主管課による指導を必要とする事件

本部要指導事件指導要領

指 導 項 目	指 導 上 の 留 意 事 項
1 自白の任意性又は信用性に疑いを持たれるおそれのある事件（被疑者取調べ監督制度における監督対象行為に触れる事件を含む。） (1) 一般的確認項目 (2) 個別的確認項目 (3) 一般的指導項目	ア 取調べ官の選定や取調べ計画、取調べ手法、取調べ環境等が適切か否かを確認し、必要な場合、その改善措置について検討したか。 イ 被疑者の特質（虚言癖、迎合的性質等）について十分に検討したか。 ウ 自白に至った経緯、特に、取調べにおける任意性の確保、誘導の有無を総合的に確認したか。 ・自白に至るまでの経緯 ・自白の状況 ・上申書の有無等 ア 自白の変遷が著しい場合は、捜査の進捗状況と自白の変遷状況との相関関係を確認したか。 イ 自首事件のうち、暴力団事件、家庭内又は肉親間の事件等、自首した被疑者が替え玉であることが疑われる事件については、被疑者の供述を直ちに信用することなく裏付捜査を十分に行ったか。 ア 既存の全証拠について再検討を行い、それによって立証可能な範囲について再確認させる。 イ 立証のために今後新たに必要とされる証拠及びその収集の可能性について検討させる。 ウ 裏付捜査等を徹底させ、犯行の動機、方法、犯行前段の行動につき、合理性等について十分に確認させるとともに、その他の客観的事実との整合性や自白の信用性及び合理性についても十分に確認させる。 この場合、一つの矛盾点を解明したことにより別に矛盾点が生じていないかについても十分に確認させる。 エ 秘密の暴露を獲得させる。 オ 自白調書に高い評価が与えられない場合でも事件を立件できる証拠固めを推進させる。

(4) 個別的指導項目	カ 被疑者が否認後自白に至った経過等公判廷において争われるおそれのある事項に関し、捜査の適法かつ妥当性を公判廷において立証し得るよう捜査経過の記録化に十分配慮させる。 ア 自白の変遷が著しい場合は、自白内容が変遷した合理的理由を調書上明らかにさせる。 イ 自首事件のうち、暴力団事件、家庭内又は肉親間の事件等、自首した被疑者が替え玉であることが疑われる事件については、被疑者に関連する人物（近親者、組織内の人物等）と事件との関連性についても十分に解明させる。
2 否認事件又は黙秘事件 (1) 確認項目 (2) 指導項目	ア 取調べ官の選定、取調べ計画、取調べ手法、取調べ環境等が適切か否かを確認し、必要な場合、その改善措置について検討したか。 イ 被疑者の特質について十分に検討したか。 ウ 否認事件にあつては、被疑者の弁解に関する裏付捜査を徹底したか。 ア 既存の全証拠について再検討を行い、それによって立証可能な範囲について再確認させる。 イ 立証のために今後新たに必要とされる証拠及びその収集の可能性について検討させる。 ウ 否認又は黙秘によっても事件を立証し得る証拠固めを推進させる。 エ 以上を尽くした場合においても心証を得られず、立証が困難な場合の措置等について検討させる。
3 被害者、重要な目撃者等の供述の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件 (1) 確認項目	ア 供述に係る裏付捜査を徹底し、補強証拠を収集するなどして疑問点を解明したか。 (ア) その他の供述の内容を十分吟味し、被害状況や目撃状況の再現等により、客観的事実や他の目撃者及び参考人の供述との食い違い又は不自然若しくは不合理な部分が生じるに至った原因を検討し、解明したか。 (イ) 被害者等の特性、被疑者との関係及び被害時又は目撃時の状況を客観的に（図式化等して）把握することにより、それが供述の信用性に与え得る影響について検討したか。 (ウ) その他被害者等の供述について信用することを妨げる要因を

	いて究明させ、捜査報告書等により明らかにさせる。 イ 押収、保管、鑑定嘱託に至る各捜査経過を捜査書類により疎明させる。 ウ 押収物件の保管状況を実況見分等により明らかにさせる。 エ 残余資料については、当該資料の性質に応じて変質等防止に配慮した保管方法を指導する。
6 実況見分又は検証の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件 (1) 確認項目 (2) 指導項目	ア 実施状況を総合的に検討した上で、実況見分等の結果において、どの部分に信用性があり、どの部分が信用性に乏しいかを把握していたか。 イ 各種供述内容との食い違いについて検討を行い、場合によっては再実況見分等を行ったか。 ウ 証拠品等の押収状況と、その実況見分調書等への記載状況について確認したか。 エ 立会人が、その意義について正しく理解し、犯行の状況、犯行の痕跡、遺留物、指紋、足跡等の採取状況及び証拠物の押収状況について、自らの意思で指示説明を行っていたか。 (1)の結果に基づき、信用性に乏しい部分については他の捜査を通じて補強証拠を収集させるなどして、当該実況見分等の結果のみを前提としてその後の捜査を進めることのないように配慮させる。
7 擬律判断に慎重な検討が必要な事件 (1) 確認項目 (2) 指導項目	ア 現在までに収集した証拠の評価の再確認及び現時点で立証可能な範囲についての検討を行い、疑義を解消するためには何を立証しなければならないか、又は犯罪が成立するためには何が不足しているかを明確にしたか。 イ その結果に基づき、新たに必要とする物証及び人証の収集、再実況見分等の実施並びに供述の補強のための諸措置を実行したか。 ウ 犯罪が成立するか否かにつき、判例等を参考に検討を実施したか。 (1)の結果から、立件するか否かを判断し、立件する場合の任意、強制の別、強制捜査の方法、今後の捜査項目等の捜査方針を確定させる。
8 逮捕手続の適正性に疑いを持たれるおそれのある事件	

	イ 押収手続に違法があるものについては、一旦押収を解除させ、適正手続により、再度押収させるとともに、その経過を書類化させる。 ウ 滅失、毀損等した証拠品については、その経緯について、関係した捜査員から聴取捜査等を実施し、書類化する。 エ 滅失、押収した証拠品で、実況見分等によりその形状等が証拠化されていないものについては、関係者からの聴取捜査等によりその形状等を書類化させるほか、代替措置についても検討させる。
10 その他事件主管課による指導を必要とする事件	上記1から9までのほか、事件主管課による指導を必要とする事件については、事件主管課において実地に事案を把握の上、その措置について、組織的な検討を実施する。